地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に 準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月21日

新庄市監查委員 大場隆司

新庄市監査委員 石川正志

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等(指定管理者)監査
- 2 監査の対象 新庄・最上さくらが丘斎苑(指定管理者 株式会社 セロン東北) 令和 2 年度の施設管理に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和3年8月19日から令和3年9月3日まで
- 4 監査の方法

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係 職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

5 監査の結果

指定管理事業について、提出された資料等に基づき、関係帳簿を照合確認した結果、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であると認めた。

ただし、次の指摘事項については、改善措置が必要と認められる。

(指摘事項)

委託料等の支払いについて、支払額の取扱いに係る書類が未整備である。